

# 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

## 緊急事態宣言の解除及び 北海道におけるまん延防止等重点措置について

5月16日から北海道へ発令されていた緊急事態宣言が6月20日に解除され、北海道においては、国による「まん延防止等重点措置」の適用を踏まえ、道民等に対する感染防止対策などの要請を行うとともに必要な協力をお願いしています。

市民の皆さまには、これ以上新型コロナウイルスの感染拡大をさせないため、人と人の接触機会の低減を図るとともに、新北海道スタイルの徹底により、感染拡大防止に向けた一層の取り組みについて、ご協力をお願いします。

なお、新型コロナウイルスに感染した方や、そのご家族などがつらい思いをされないよう、誹謗中傷、心無い批判、誤った情報や不確かな情報に基づいた不当な差別やいじめなどは決して行わないよう、強くお願いします。

【措置区域】札幌市

【経過区域】江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

【その他の市町村】歌志内市ほか上記以外の市町村

【要請期間】令和3年7月11日（日）まで

### ●要請内容

歌志内市を含む措置区域・経過区域以外の市町村への要請内容は次のとおりです。

#### (外出の際は)

- ・感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出や移動を控える。
- ・重症化リスクの高い方と接する際は、リスク回避行動を徹底する。
- ・札幌市との不要不急の往来は控える。
- ・不要不急の都道府県間の移動、特に「緊急事態措置区域」及び「まん延防止等重点措置区域」との往来は極力控える。

※道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

#### (飲食の際は)

- ・感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用を控える。
- ・食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話のときはマスクを着用する。
- ・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。

## 建設協会から寄贈の自動体温測定器などで健康管理

歌志内学園の児童・生徒玄関に自動体温測定器が設置されています。家庭で体温を測定し忘れた児童・生徒がここで測定することにより、安全を確認し、安心して授業を受けることができます。

この自動体温測定器は、4月に歌志内市建設協会から歌志内学園が寄贈を受けたもので、他に壁掛け時計やデジタル温湿度計（約60万円相当）を寄贈いただき、学園内の児童・生徒の健康管理に活用されています。

建設協会の齊藤靖会長は「歌志内学園のスタートに当たり、少しでも貢献できればと思い寄贈した。子ども達のために役立ててほしい」と話していました。

建設協会の皆さまに心から感謝とお礼を申し上げます。



▲自動体温測定器など活用させていただいています

# 故荒岡克明<sup>あらおかかつあき</sup>さんに特別叙勲伝達

本年3月11日に亡くなられた、前消防団長荒岡克明さんに対する特別叙勲の伝達式が6月9日、市役所で行われ、奥さんの則子さんに瑞宝双光章の勲記と勲章が伝達されました。

荒岡さんは、昭和56年3月の消防団入団以来、40年の永きにわたり消防団員として活躍され、平成25年4月から分

団長、同30年7月から副団長、令和2年4月から消防団長を歴任し、陣頭指揮をとってこられました。

この間、豊富な知識経験を遺憾なく発揮し、消防団の発展や団員の育成に努められ、有事の際には的確な判断で指導に当たり被害を最小限にとどめるなど、本市の火災現場における消火活動や火災予防

活動などに多大な功績を残されました。



## 令和3年(2021年)の祝日が移動します

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に合わせて、2021年の祝日が移動します。

これは、開催期間中のアスリート、観客等の円滑な輸送と経済活動、市民生活の共存を図るために実施するものです。

2021年は、「海の日(7月の第3月曜日)」は7月22日、「スポーツの日(10月の第2月曜日)」は7月23日、「山の日(8月11日)」は8月8日になります。

なお、従来の祝日にあたる日は、平日になります。

祝日名	例年	2021年の特例措置
海の日	7月の第3月曜日	7月22日(木)オリンピック開会式の前日
スポーツの日	10月の第2月曜日	7月23日(金)オリンピック開会式当日
山の日	8月11日	8月8日(日) <sup>※</sup> オリンピック閉会式当日

※8月9日(月)は振替休日

## ボウリングで全国へ!

# 歌志内学園田村悠<sup>たむらゆう</sup>さん

新人ボウリング競技大会兼第45回全日本中学選手権大会北海道予選会が5月9日、函館市で行われ、歌志内学園7年の田村悠さんが2位入賞を果たし、全国大会への出場権を獲得しました。

本予選会で田村さんは、9フレームを終えた時点で3位。最終フレームで2位の選手を逆転し、順位を上げ、全国大会行きを決めました。

この瞬間の感想を田村さんは「ただただびっくりするだけでした。まさか自分が全国大会に行けるとは思っていなかったのだ」と振り返りました。全国大会の抱負を聞くと「これまで指導していただいた皆さんのために、一桁(9位以内)を目指したいです」と話してくれました。

田村さんは4月から札幌市に拠点を置く「JBC厚別クラブ」に所属しており、全国

大会に向け札幌、旭川、深川、砂川などのボウリング場を巡り、週2回練習に励んでいます。

小学4年のときにボウリングを始め、みるみる上達していった田村さん。現在のベストスコアは267。これまで高砂台ボウリングクラブTB Cカップで準優勝、全国実業団ボウリング連盟第13回旭川支部理事杯優勝など、各地の大会に出場し、好成績を残してきました。

活躍が期待される全国大会は、7月21日から京都府宇治市のキョーイチボウル宇治で開催される予定です。



▲田村悠さんいざ全国へ!

# 財政公表

市では毎年2回、財政状況を公表しています。今回は令和3年3月31日現在での、令和2年度予算の執行状況を中心に、市の借入金や基金の現況などについてお知らせします。

なお、最終的な令和2年度決算については、令和4年2月号にてお知らせします。

〈財政管財グループ 市役所3階☎42-3214〉

## ■市の人口

<令和3年3月31日現在>

人口	2,994人
男	1,418人
女	1,576人
世帯数	1,786世帯

## ●はじめに

市の財政は、一般会計と特別会計、企業会計の3つに分かれています。

一般会計には、市の基本的な経費が計上されており、特別会計では、特定の事業を行うための収支が個別に処理されています。

また、企業会計は、地方公共団体が経営する事業の会計で、本市には市立病院の運営を行う病院事業会計があります。

地方公共団体では、4月から翌年3月末までの会計年度内に全ての収納や支払いを完了することができないため、翌年度の4月と5月を出納整理期間とし、この間に未収金や未払い金の整理を行います。歳入の市債など、収入率や執行率が低くなっている科目があるのは、事業が完了する年度末以降に執行される収支があるためです。

今回お知らせする「財政公表」は、決算額とは異なり、令和3年3月末現在で令和2年度の予算額に対してどのくらい収入があり支出を行ったかを示すもので、出納整理期間における収支を含んでいません。

なお、病院事業会計には出納整理期間がないので、3月末までの収支状況が決算となります。

## ●各会計の予算執行状況

各会計の予算執行状況は表1から表3のとおり、一般会計の収入では予算の90・7%に当たる45億4379万5千円が収入済みで、対する支出は41億9062万1千円と予算の83・7%が執行済みとなっています。

また、市営公共下水道など3つの特別会計は総額で、収入済額が2億1880万4千円、支出済額が3億

9417万2千円となっています。

一般会計・特別会計ともに収入済額は、一時転用金などにかかる収入を除いており、支出済額が収入済額を上回っている特別会計については、一般会計からの一時転用金で賄われています。

病院事業会計では収益的収入が支出を上回り、消費税を除いた純利益が1949万5千円となりました。

表1 一般会計の予算執行状況

歳入科目	予算現額	収入済額	収入率
市 税	1億8,612万8千円	1億7,499万6千円	94.0%
地方交付税	25億6,026万5千円	25億6,026万5千円	100.0%
使用料等	1億9,745万6千円	1億8,798万5千円	95.2%
国庫支出金	10億6,766万1千円	9億3,265万5千円	87.4%
道支出金	1億3,892万2千円	1億1,807万9千円	85.0%
繰越金	1億8,838万4千円	1億9,335万9千円	102.6%
諸収入	2億191万5千円	1億9,349万8千円	95.8%
市債	2億3,188万7千円	0円	0.0%
その他	2億3,514万5千円	1億8,295万8千円	77.8%
合計	50億776万3千円	45億4,379万5千円	90.7%

歳出科目	予算現額	支出済額	執行率
総務費	5億79万8千円	1億8,648万2千円	37.2%
民生費	13億1,390万3千円	12億2,133万6千円	93.0%
衛生費	4億6,598万1千円	4億1,049万5千円	88.1%
商工費	2億5,279万9千円	2億4,883万5千円	98.4%
土木費	5億3,640万6千円	3億4,141万2千円	63.6%
消防費	4,693万7千円	3,890万7千円	82.9%
教育費	4億4,541万2千円	4億89万2千円	90.0%
公債費	4億5,768万8千円	4億5,768万6千円	100.0%
職員費	8億1,890万4千円	8億1,510万2千円	99.5%
その他	1億6,893万5千円	6,947万4千円	41.1%
合計	50億776万3千円	41億9,062万1千円	83.7%

●市税の収入状況

収入予算の3.7%に当たる市税は、1億8612万8千円の予算額に対し収入済額は1億7499万6千円、94.0%の収入率となっています。

なお、収入内訳は表4のグラフのとおりです。

●市債の状況

市が、多額の資金を必要とするインフラ整備や施設建設など大規模事業を行う場合、国などから事業資金を借り入れます。これが市債で、市の借金になります。

市債現在高の総額は、表5のとおり、全会計あわせて41億4051万9千円となっております。前年同期と比べると6億1340万3千円減少しています。

●基金の状況

市債（市の借金）に対し、市の貯金に相当するのが財政調整基金などの各種基金です。

本市には表6のとおり、目的に応じた基金があります。基金現在高の合計は34億6400万3千円で、前年同期と比べ9653万7千円増加しました。

表2 特別会計の予算執行状況

会 計	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
市営公共下水道	2億1,991万7千円	7,191万4千円	32.7%	2億1,375万3千円	97.2%
国民健康保険	1億547万5千円	7,393万9千円	70.1%	9,726万4千円	92.2%
後期高齢者医療	8,645万3千円	7,295万1千円	84.4%	8,315万5千円	96.2%
総 額	4億1,184万5千円	2億1,880万4千円	53.1%	3億9,417万2千円	95.7%

表3 企業会計の決算状況（病院事業）

区分	収 益 的 収 支		
	予算現額	決算額	執行率
収入	6億2,327万4千円	6億2,150万8千円	99.7%
支出	6億1,782万1千円	5億9,730万3千円	96.7%

区分	資 本 的 収 支		
	予算現額	決算額	執行率
収入	2,358万3千円	2,358万3千円	100.0%
支出	4,006万3千円	4,006万2千円	100.0%

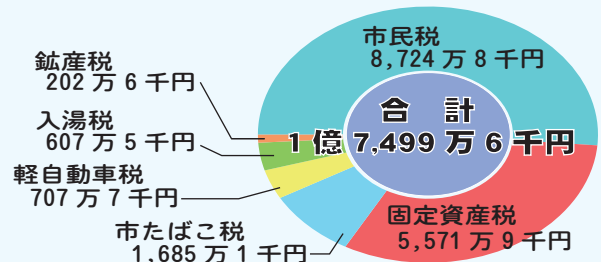
※資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,647万9千円は、過年度分損益勘定留保資金で補っています。

表5 市債の状況

会 計	現在高
一般会計	31億9,561万円
市営公共下水道特別会計	6億2,009万3千円
病院事業会計	3億2,481万6千円
総 額	41億4,051万9千円
前年同期との比較増減	▲6億1,340万3千円

市民1人当たりの借金額 1,382,939円  
(前年同期と比べ、154,552円の減)

表4 市税の収入状況



市民1人当たりの市税負担額 58,449円  
(前年同期と比べ、1,516円の減)

表6 基金の状況

区 分	現在高
財政調整基金	6億9,000万円
減債基金	3億5,000万1千円
ふるさと応援基金	654万円
市営改良住宅敷金基金	825万1千円
市営住宅敷金基金	1,018万7千円
過疎地域自立促進特別事業基金	2億3,857万8千円
東光最終処分場閉鎖基金	5,132万5千円
国民健康保険事業財政調整基金	3億1,588万5千円
公共施設等整備基金	17億139万6千円
森林整備基金	391万8千円
北海道市町村備荒資金組合	8,792万2千円
総 額	34億6,400万3千円
前年同期との比較増減	9,653万7千円

市民1人当たりの貯金額 1,156,982円  
(前年同期と比べ、67,892円の増)



# 後期高齢者医療制度く保険証を一斉更新します！

現在使用されている「後期高齢者医療被保険者証」(以下「保険証」といいます)の有効期限が令和3年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証をお送りしますので、お手元へ届きましたら、古い保険証を廃棄してください。新しい保険証の色は黄緑色に変わります。

なお、保険証は1年ごとの更新が必要となり、有効期限は令和4年7月31日までとなります。

## ●医療費の自己負担割合

医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担割合は、前年の所得により1割(一般)と3割(現役並み所得者)に分かれます。

※自己負担割合(1割または3割)は、有効期限内でも所得や世帯構成の変更により再判定となります。これにより負担割合が変更になる場合には、新しい保険証が交付されません。

## ■現役並み所得者とは

市民税課税所得が145万円以上ある後期高齢者医療制度加入者(以下「加入者」といいます)及びその方と同じ世帯の加入者は、負担割合が3割の「現役並み所得者」になります。なお、次に該当する方は、戸籍保険グループに申請することにより、1割負担になります。

## ▼同一世帯に加入者が1人の場合

加入者本人の収入額が383万円未満のとき。または同一世帯の70歳

から74歳までの方と加入者本人の収入の合計が520万円未満のとき。

## ▼同一世帯に加入者が2人以上の場合

加入者本人の収入額が520万円未満のとき。

※原則として、申請日の属する月の翌月から適用されます。

## 【例】8月16日に申請↓

9月1日から適用

## ●限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証の更新

現在使用中の「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下「減額認定証」といいます)または「限度額適用認定証」(以下「限度証」といいます)は、保険証と同時に更新されます。保険証と同様に新しい減額認定証が届きましたら、古いものは破棄してください。

なお、減額認定証または限度証の色は橙色に変わります。

## ■減額認定証の適用区分

自己負担限度額等の軽減区分は次のとおりです。

## ▼区分Ⅱ 世帯全員が市民税非課税の方

## ▼区分Ⅰ 区分Ⅱに該当する方のうち、次のいずれかに該当する方

▼世帯全員が所得0円(公的年金収入のみの場合受給額80万円以下)

▼老齢福祉年金を受給されている方

## ■限度証の適用区分

自己負担限度額等の軽減区分は次のとおりです。

## ▼現役並みⅢ 市民税課税所得が690万円以上の被保険者とその方

## ▼現役並みⅡ 現役並みⅢに該当せず、市民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同じ世帯にいる被保険者の方

## ▼現役並みⅠ 現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同じ世帯にいる被保険者の方

## ●入院したときの医療費と食事代等

入院したときは、医療費の自己負担額のほか、食事代などの標準負担額(次ページ表2)を支払います。

市民税非課税世帯の方で減額認定証をまだお持ちでない方は、入院した場合に減額認定証が必要となりますので、必ず戸籍保険グループへ減額認定証の交付申請をしてください。

減額認定証を医療機関に提示すると、食事代の減額のほか医療費の支払いも自己負担限度額(次ページ表1)までとなります。

なお、減額認定証が有効となるのは、申請日の属する月の初日からとなります。申請が遅れると、医療費は申請により払い戻しを受けることができませんが、食事代等については払い戻しできませんのでご注意ください。



問い合わせ  
戸籍保険グループ  
市役所1階  
☎42-3217

【表1】1か月の医療費自己負担限度額

区 分			自己負担限度額	
			外来 〔個人単位〕	外来+入院 〔世帯単位〕
現役並み 所得者	現役Ⅲ	課税所得 690万円以上	(医療費総額－842,000円) ×1%+252,600円 (多数該当140,100円※)	
	現役Ⅱ	課税所得 380万円以上	(医療費総額－558,000円) ×1%+167,400円 (多数該当 93,000円※)	
	現役Ⅰ	課税所得 145万円以上	(医療費総額－267,000円) ×1%+ 80,100円 (多数該当 44,400円※)	
一 般			18,000円 (年額上限 144,000円)	57,600円 (多数該当 44,400円※)
市民税非課税世帯		区分Ⅱ	8,000円	24,600円
		区分Ⅰ		15,000円

※過去12か月の高額療養費の支給が4回目からは多数該当が適用されます。

【表2】入院時の食事代などの標準負担額

区 分			療養病床への入院		左以外の入院
			食事代(1食)	居住費(1日)	食事代(1食)
現役並み所得者・一般			460円	370円	460円
市民税 非課税 世 帯	区分Ⅱ	90日までの入院	210円	厚生労働大臣 の定める者(指 定難病患者を 除く)は370円、 指定難病患者 は0円	210円
		過去12か月で90 日を超える入院			160円
	区分Ⅰ	80万円以下の年 金受給者	130円	0円	100円
		老齢福祉年金受 給者	100円		

※減額認定証の適用区分が区分Ⅱの方で、「長期入院該当年月日」欄に日付が未記入であり、過去12か月の入院日数が90日を超えた場合、申請することにより食事代がさらに減額されます。領収書等の入院日数が確認できるものを持参のうえ、戸籍保険グループへお越しください。

●高額療養費

1か月の医療費の自己負担が限度額(表1)を超えたとき、超えた額が高額療養費として支給されます。なお、市民税非課税世帯の方は、減額認定証を医療機関に提示し、入院及び外来医療費の額によっては、

自己負担限度額までとなり病院窓口での負担が軽減される場合がありますので、戸籍保険グループへ減額認定証の交付申請をしてください(減額認定証は一度申請すれば毎年自動更新となります)。

●医療通知の発行

被保険者の皆さまに健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を医療機関等を受診した全ての被保険者の皆さまへ送付します。

発送月は1月上旬と2月下旬の年2回です。

※この通知書は、確定申告の「医療費控除」の「医療費の明細書」として手続きに活用することができます。

●高額介護合算療養費

同じ世帯の加入者が1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えた場合、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。

区 分		自己負担額の合計の限度額
現役並み所得者		【課税所得690万円以上】212万円
		【課税所得380万円以上】141万円
		【課税所得145万円以上】67万円
一 般		56万円
市民税 非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

# 福祉医療助成制度のお知らせ

市では、北海道と協力して各種助成制度を実施しています。いずれかの健康保険に加入されている方で、次の制度に該当する場合は、申請により医療費が助成されます。

<問い合わせ・申し込み 戸籍保険グループ 市役所1階 ☎42-3217>

## ●重度心身障がい者医療

次のいずれかに該当する方にかかる医療費

- ①身体障害者手帳の等級が1級または2級の方及び3級の一部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能にかかる障がい）の方
- ②重度の知的障がいがある方
- ③精神保健福祉手帳1級に該当する方（外来、訪問看護のみ）

## ●ひとり親家庭等医療

- ①20歳未満の子を扶養または監護しているひとり親家庭の母または父の入院医療費
  - ②①の家庭の子の入院・外来医療費
  - ③両親の死亡や行方不明などにより、他の家庭で扶養されている20歳未満の子の入院・外来医療費
- ※18歳以上の子は一定の要件が必要。

## ●子ども医療

上記以外の子ども（18歳に達する日の年度の末日まで）にかかる入院・外来医療費

### ▶収入要件

対象者本人が18歳に達する日の年度の末日までは特別な場合を除き収入要件はありません。それ以外は、収入要件があり状況によっては認定されない場合があります。

## ■各医療費の助成内容

各医療費の助成内容は次の表のとおりです。

市民税課税世帯（18歳に達する日の年度の末日までの子どもを除く）		
医療費負担は1割です。ただし、1か月に負担する医療費が下表の限度額を超えた場合は、申請により超えた分が支給されます。		
【1か月の自己負担限度額】		
外来（個人単位）	18,000円 (年額上限144,000円)	
入院+外来（世帯単位）	57,600円 (多数該当44,400円※)	
※過去12か月の自己負担限度額を超えたことによる助成が4回目からは多数該当が適用されます。		
市民税非課税世帯（18歳に達する日の年度の末日までの子どもを除く）		
医療費は無料です。ただし、初診に限り、下表の額を限度とする初診時一部負担金がかかります。		
【初診時一部負担金】		
医科	歯科	柔道整復
580円	510円	270円
18歳に達する日の年度の末日までの子ども		
医療費は無料です。		

※医療機関によっては一度自己負担が必要になる場合があります。

## 令和3年度 町内会・自治会長のご紹介

町内会・自治会名	会長名	電話番号	町内会・自治会名	会長名	電話番号
上歌新栄町自治会	宮崎公英	42-3245	神威神楽岡町内会	山川義信	42-4664
東光町内会	橋詰秋彦	42-4353	美山町内会	小島忠勝	42-4646
本町・川向町内会	川野敏夫	42-6016	中村町内会	須貝勉	42-4876
本町第一町内会	工藤孝司	42-6310	中央地区自治会	上田正昭	42-6409
本町第二町内会	黒田豊	42-2806	文珠第一町内会	め鹿聡	42-5022
歌神川向町内会	三浦茂実	42-5254	文珠第二町内会	山崎輝男	42-4502
歌神町内会	稲田稷	42-3384	文珠新泉町町内会	大屋功	42-2261
歌神市街町内会	山崎数彦	42-5310	しらかば町内会	有恵洋子	42-3542
神威町内会	三戸満雄	42-4848	文珠第三町内会	澤田季孝	42-4675

※名簿は令和3年6月1日現在のものです。〈順不同・敬称略〉

# 第71回「社会を明るくする運動」

## 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。

この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年も「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」をテーマに運動が展開されます。

＜福祉事業グループ 市役所2階 ☎42-3213＞

社会を明るくする運動は、今年で71回目を迎える全国的な運動です。

テレビや新聞では、毎日のように事件のニュースなどが報道されていますが、犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。

安全で安心な暮らしは全ての人の望みです。取り締まりを強化して、あやまちを犯した人を処罰することも必要なことです。しかし、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域社会をつくることも大切なことではないでしょうか。

刑罰を受け、あやまちを深く反省し、再び生きていくことは、決して容易なことではありません。

犯罪や非行をなくすことや、あやまちからの立ち直りを支えていくためには、一部の人たちだけではなく、家庭や地域の全ての人たちがそれぞれの立場で関わっていく必要があります。

犯罪や非行のない明るい社会をつくるために、皆さんの温かいご支援とご協力をお願いします。

## 7月は青少年の非行・被害防止 道民総ぐるみ運動強調月間！

北海道では7月を「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」と定め、社会を明るくする運動と一体的な活動を実施します。

この機会に、青少年非行に対する共通の理解と認識を深め、青少年に悪影響を及ぼす環境の排除を心がけるなど、市民の皆さんのご協力をお願いします。

＜青少年センター・社会教育グループ ☎42-4223＞

### ●青少年を非行から守ろう

1. SNS利用に係る子どもの性被害等の防止
2. 有害環境への適切な対応
3. 薬物乱用対策の推進
4. 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止
5. 再非行（犯罪）の防止
6. いじめ・暴力行為等の問題行動への対応
7. 社会を明るくする運動の推進
8. 「道民家庭の日」の普及

※初発型非行とは万引きや自転車窃盗のように動機が単純で犯行が容易な犯罪行為です。



### ●子どもは社会を映す鏡

子どもたちのために、大人が率先して実践すべきことがたくさんあります。まず、大人自身が変わること。そして子どもたちを温かく見守り、支えてあげること。行動や後ろ姿で、大切なことを示せる大人になりましょう。

### ●家族の時間を大切に

北海道青少年育成協会では、家族団らんの時間を増やすことを提唱しています。毎月第3日曜日を「道民家庭の日」と定め、この日は家族そろっての食事や、家庭的作業を行うことを勧めています。子どもにとって、家庭は社会の出発点。非行防止は家庭から。家族が触れ合う時間を大切にしてください。